

議案第161号

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の制定  
について

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月24日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市保育・子育て総合支援センター条例（令和元年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

川崎市中原区保育・子育て総合支援センター	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号
----------------------	--------------------

第3条第4号中「関すること」の次に「（川崎市中原区保育・子育て総合支援センターを除く。）」を加える。

第2条 川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「（川崎市中原区保育・子育て総合支援センターを除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(川崎市保育園条例の一部改正)

2 川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子1, 155番地
川崎市中原保育園	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号

」

を

「

川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子1, 155番地
-----------	-------------------

」

に改める。

参考資料

制 定 要 旨

中原区保育・子育て総合支援センターを新設するため、この条例を制定するものである。